

「草津市住宅マスタープラン」「草津市市営住宅長寿命化計画」改定概要

1 目的

平成24年3月策定の「草津市住宅マスタープラン」「草津市市営住宅長寿命化計画」が中間年度を迎えるにあたり、成果指標の達成状況や各種施策の進捗状況等を検証するとともに、社会経済情勢の変化や国・県が定める「住生活基本計画」の見直し内容を適切に反映し、本市住宅政策における課題に対応することを目的として両計画を改定する。

なお、長寿命化計画策定は、社会資本整備総合交付金による補助金交付要件である。

2 計画期間

平成24年4月から平成34年3月（10年間）まで

➡変更なし

3 見直しの主な内容

◆ 住宅マスタープランについて（別添：[概要版 P3-4](#)参照）

- ・ 施策の体系等は原則として踏襲しつつ、基本方針や指標、各課施策について必要に応じた見直しを行う。

（見直しの検討項目）

- ・ 基本方針1-3「セーフティネットとしての公的賃貸住宅の的確な供給と管理」
 - ➡民間賃貸住宅の空き室等を活用した住宅セーフティネットについて
（住宅困窮者の将来予測、民間住宅の受入条件確認、居住支援協議会の検討等）
 - ➡市営住宅の今後のあり方について
（供給目標量、適正管理戸数（借上公営を含む。）等）
- ・ 基本方針3-2「住宅ストックの適正な維持管理と活用」
 - ➡空き家等既存ストックを活用したリノベーション政策等について
（「空き家対策計画」と連携を図る。）

◆ 市営住宅長寿命化計画について

（見直しの検討項目）

- ・ 現計画の記載内容（事業）の再検討について
 - ➡建替と長寿命化のメリット・デメリットを検討し、中長期の整備計画を策定する。
（今後の公営住宅のあり方を踏まえ、具体的な長寿命化対策を検討し、建替とのコスト比較により団地活用方針を検討する。）

4 計画改定の実施体制 別添資料：住宅1のとおり

- ・ 草津市住宅マスタープラン等策定委員会（附属機関設置条例）を設置する。

7月 第1回策定委員会

10月 第2回策定委員会

11月 第3回策定委員会

12月 第4回策定委員会

2月 第5回策定委員会

- ・ 職員プロジェクトチームを設置し、課題について横断的検討を行う。

➡市営住宅検討部会

➡住宅セーフティネット検討部会

5 計画改定スケジュール 別添資料：住宅2のとおり